

住吉区の学校選択制における制度内容の改正について

1. 改正する制度内容

小学校の選択について、自由選択制とし、自宅からの通学距離がおおむね2 km以内の小学校を選択範囲とする「2 km制限条項」を設けていたが、この条項を撤廃する。

(改正前)

(1) 類型：小・中学校共に「自由選択制」を実施する。ただし、小学校については、小学生の脚力等体力面への配慮と通学の安全を確保するため、自宅からの通学距離がおおむね2 km以内の小学校を選択範囲とする。

(改正後)

(1) 類型：小・中学校共に「自由選択制」を実施する。

2. 改正時期

平成28年度入学生から変更する。

3. 改正理由

教育改革を断行してきた大阪市教育局は、これからも状況や環境の変化に応じて不断に改革を行わなければならない。

また、24区でもトップクラスの選択率実績のある「住吉区役所の責務」として、さらに住吉区の基本方針である「区民の自己決定、自己責任」の実現のため、そして、学校選択制をはじめとする改革のDNAを現在の大阪市域へ承継するという「大阪市教育局の責務」として「本来あるべき姿」に改正する必要がある。

そうした理由から、平成26年度の制度導入時に、激変緩和措置として付加した、自宅からの通学距離がおおむね2 km以内の小学校を選択範囲とする「2 km制限条項」を撤廃することにより「自由選択制」の本来あるべき姿へ改善し、入学予定児童の選択権を最大限に保障する。

住吉区においては、学校選択制に区民が賛成する一番の理由は「こどもの選択権の拡大」であり、次に「学校の情報開示」である。「自由選択制」を採用するに当たっても「こどもの選択権」をできるだけ阻害しない制度設計が本来あるべき姿である。

「2 km制限条項」の存在により、区の端に居住する児童ほど選択できる小学校の数が少なく、選択権が阻害されているという実態がある。

現在の学校選択範囲の基準では、居住地により校区以外に選択できる学校数に大きな相違がある。

例：万代2丁目、帝塚山東1丁目、帝塚山中1丁目、同2丁目→2校
南住吉1丁目、同2丁目、同3丁目→12校

平成26年度、27年度入学の学校希望状況の実績によると、各学校において、就学予定者がその居住する校区以外の学校を選択した校数は、2年とも最低で1校、最高で5校と大きな差となり、これは現在の基準の選択幅に大きな差があることが反映されているものと考えられる。

また、現「方針」策定時点（平成24年度）では「学校選択制を導入すると、児童が危険になる。よその校区から通学してくる児童の安全を地域の見守り活動の対象としては守れない。学校、区役所はそのリスクに責任を負うべき」との区民の声に一定配慮する形で、激変緩和措置として「2km制限条項」を付加した。

しかし、導入後2年を経た現時点では「児童の通学に伴う安全については保護者責任」また『『こども見守り隊』を含む地域の見守り活動は、どこの校区から通学してくる児童かに関わらず、すべての児童の安全を等しく見守る』との住民理解・感情は、十分に成熟してきているものと考えられる。

「こども教育専門会議（学校教育ワーキング）」「住吉区教育行政連絡会」「区民意識調査」等を通じて区民の代表や学校長、区民意識を聴取し、また、それらについて議論した結果でも、大筋で「賛成」や「区長に一任」という意見が多く、概ね合意が得られたものと理解している。

平成28年度入学予定児童の選択権を保障するためにも、速やかに改正を行う必要がある。

4. 改正への議論経過等

■区戦略会議（3月2日、9日、16日、30日）

- ・住吉区役所の最高意思決定機関。区長、副区長、全課課長で構成。
- ・数週間にわたり、これまでの検証、ロジックの整理、区民意見の汲み上げ方法等について議論。
- ・3月30日、教育委員会への上程を決議。

■こども教育専門会議（学校教育ワーキング）（4月21日）

- ・別添資料1、2参照
- ・（区民代表の主要意見）現行の条件を設定した経緯とその議論を乗り越える変化について質問。
- ・（小学校長代表の主要意見）通学の安全について、保護者責任ではあるが学校として不安がある。
- ・（区長の回答）当該制限条項は区民の理解が進むまでの激変緩和措

置。制度導入以来、区民の理解を得たという変化があった。

■住吉区教育行政連絡会（小学校の部）（5月19日）

- ・別添資料1、3参照
- ・（小学校長の主要意見）地域外の学校へ出て行くことにより地元地域との関わりが薄くなる懸念がある。また、安全確保の面から不安要素が大きい。
- ・（区長の回答）通学距離にかかわらず、地域での受け入れは可能。それらを踏まえて保護者と児童が判断すべき。また、区内の子どもの安全確保は通学時に限らず今後も進めていく。

■住吉区教育行政連絡会（中学校の部）（5月26日）

- ・別添資料1、4参照
- ・（中学校長の主要意見）選択制により自転車通学が可能になったと勘違いしていたり、入学後利用許可を求める保護者がいる。
- ・（区長の回答）自転車通学は禁止であることの説明をより一層行う。

■区民意識調査（5月実施）

- ・別添資料5参照
- ・区民400名を対象にインターネットでアンケートを実施。
- ・区民全体では「自由選択制（2km制限なし+制限あり）」を支持が60.7%。
- ・校区外の小学校を希望する保護者では「自由選択制（2km制限なし+制限あり）」を支持が90.5%。うち78.9%が2km制限なしを支持。
- ・（分析結果から導いた結論）学校選択制度の活用可能性が高い区民ほど「自由選択制（2km制限なし）」を支持する割合が高くなっている。

■教育委員会議へ上程（6月9日）

5. 改正内容の周知

広報8月号、平成28年度入学者向け「学校案内」及び9月実施予定の学校選択制説明会による。